

Ⅲ

遡及適用や会計方針の変更の注記にも注意 仮想通貨の会計処理 開示ポイント

EY 新日本有限責任監査法人
公認会計士

江本 卓也

はじめに

2018年3月14日に企業会計基準委員会(以下、「ASBJ」という)から実務対応報告38号「資金決済法

における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」(以下、「仮想通貨取扱い」という)が公表された。仮想通貨取扱いは、2016年に「資金決済に関する法律」(平成21年法律59号、以下、「資金決済法」という)が改正され、仮想通貨が定義されたうえで、仮想通貨交換業者に対して登録制度が導入されたことを受けて、仮想通貨の会計処理および開示に関する当面の取扱いを明らかにすることを目的として公表されたものである。本稿では、仮想通貨取扱いの概要、および適用初年度の3月決算期

に留意すべきポイントを解説する。なお、本稿における意見に係る部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

範囲

仮想通貨取扱いでは、仮想通貨交換業者に対する財務諸表監査制度の円滑な運用が契機であったこと、および適用範囲を明確にすることから、資金決済法に規定する仮想通貨を対象とすることとされた。ただし、自己(自己の関係会社を含む)の発行した資金決済法に規定する仮想通貨については、その取引の実態と論点が網羅的に把握されていないとして、対象から除外された(仮想通貨取扱い3項、26項)ほか、主に仮想通貨等を用いた資金調達手段とし

て行われているICO(Initial Coin Offering)についても、対象には含まれていない。また、仮想通貨に関連するビジネスは初期段階にあり、現時点では今後の進展を予測することが難しいことや仮想通貨の私法上の位置づけが明らかではないことを踏まえ、当面必要と考えられる最小限の項目に関する会計上の取扱いのみが定められている。

この点ASBJは、仮想通貨取扱いにおいて定めのない事項については、今後の仮想通貨のビジネスの発展や会計に関する実務の状況により、市場関係者の要望に基づき、別途の対応を図ることの要否を判断することになると考えられるとしている(仮想通貨取扱い22項)。

仮想通貨交換業者または仮想通貨利用者が保有する仮想通貨の会計処理

(1) 仮想通貨の会計上の資産性の有無、および既存の会計基準との関係

仮想通貨は、法律上の権利に該当

【この章のエッセンス】

- 資金決済法に規定する仮想通貨が対象となる。
- 期末における仮想通貨の評価は、活発な市場が存在するか否かで分類し、活発な市場が存在する場合は時価で評価、活発な市場が存在しない場合は、取得原価または処分見込価額いずれか低いほうで評価する。
- 仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨について資産および負債を同額で計上する。
- 開示については、仮想通貨の種類ごとの保有数量および貸借対照表価額等の注記が求められる。
- 適用初年度では原則遡及適用が求められる。